資料 5

パブリックコメント手続について

1 パブリックコメント手続条例の取り組みの成果

(1) 「 パブリックコメント手続条例」(平成 19 年4月 1 日施行) の目的

ア 「川崎市自治基本条例」に基づく市民の市政への参加
自治運営の基本原則：「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」

イ 「改正行政手続法」に基づく行政運営の透明性の向上
国では政省令等を定める際に、案を公表し、広く一般から意見を公募する手続が法制化され、地方公共団体についてもこの改正法の趣旨にのっとり必要な措置を講じるよう努めることとされた。

(2) 「パブリックコメント手続」の流れ

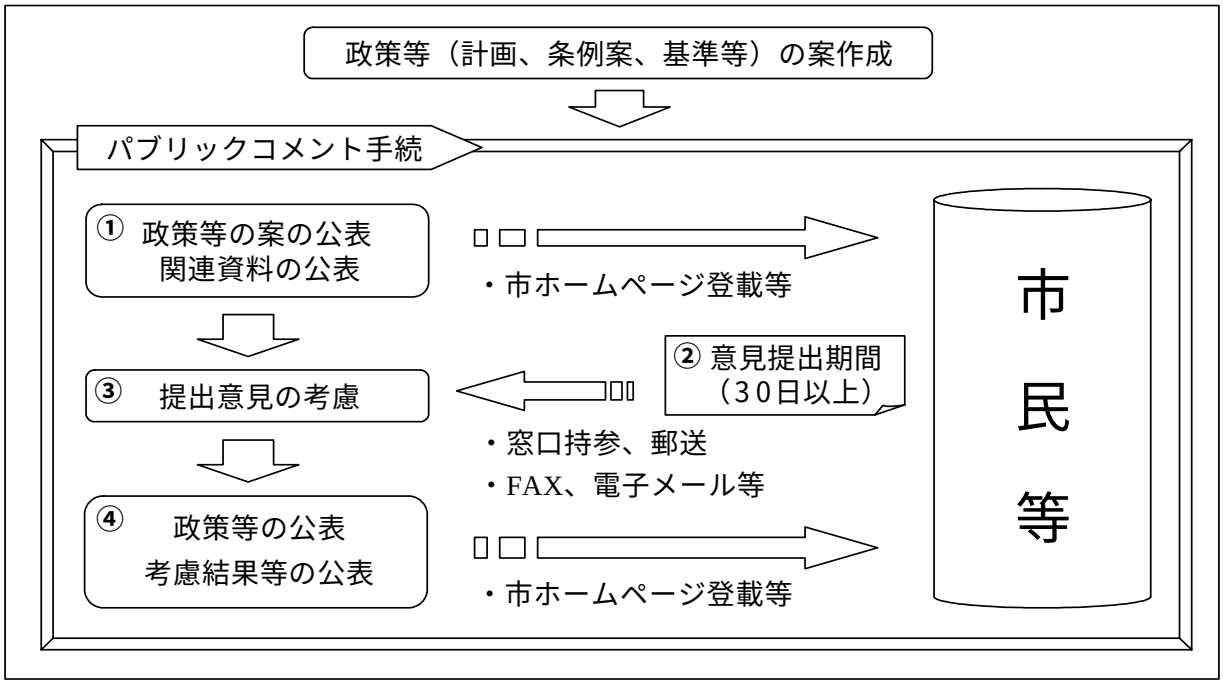

(3) 条例施行前の運用状況

ア 条例施行前の運用状況（平成 19 年 3 月 31 日まで）
「パブリックコメント手続条例」附則の「経過措置」に基づき、条例施行前に「9」の政策等のパブリックコメント手続を実施
・政策別：「計画」7「審査基準等」1「パブコメ条例対象外」1
・局別：「経済」1 「環境」1 「健福」2 「まち」2 「建設」1 「病院」1 「消防」 1
・手続結果状況（8 政策中）:「意見の提出者」90 人（平均 11 人） 「提出された意見項目数」216 項目（平均 27 項目） 「反映した意見数」16 項目 「反映率」(反映した意見数/提出された意見項目数）7.4%

イ 条例施行後の運用状況 ※平成 19 年 11 月 14 日現在
「パブリックコメント手続条例」施行後、これまで 31 政策等のパブリックコメント手続を実施（別紙「パブリックコメント手続条例施行後の実績

のとおり）
・政策別：「計画」12「条例等」13「審査基準等」6
・局別：「総務」3 「総合企画」1 「市民」1 「経済」1 「環境」2 「健福」7 「まち」7 「建設」2 「交通」2 「教育」4 「選管」1
・手続結果状況（13 政策中）：「意見の提出者」 149 人（平均 11 人） 「提出された意見項目数」 311 項目（平均 24 項目） 「反映した意見数」 13 項目 「反映率」（反映した意見数/提出された意見項目数）4.2%
・最も意見が多く寄せられた政策等
「市立高等学校改革推進計画(案)」：意見を寄せた人数 79 人 意見項目数 154 項目
・意見が寄せられなかった施策等
「社会復帰訓練所の運営の変更」 「川崎市教育委員会傍聴人規則の改正(案)」 「川崎市アートセンター条例施行規則改正(案)」

(4) 「パブリックコメント手続条例」第 4 項各号に基づき、パブリックコメント手続を免除した政策（形式的には意見を募る政策等に該当するものの、その具体的な事情や内容から広く市民意見を募る必要性のないもの、あるいはその合理性が認められないものについて、手続の実施のみを免除するもの）
・政策別：「条例」25 「審査基準等」11
・局別：「総務」4 「経済」3 「環境」6 「健福」2 「まち」17 「建設」1 「教育」3
・免除理由：「第 1 号」（緊急性）2 「第 3 号」（国県等と同一基準）4 「第 5 号」（パブコメ等を実施した政策等を踏まえた他の政策等を定める時）4 「第 8 号」（法律等の改廃に伴う条項等の移動、その他軽微な修正）26

2 「パブリックコメント手続」の運用上の課題

(1) 「パブリックコメント手続」の周知の徹底

ア　庁内周知の徹底
イ　パブリシティの活用による市民周知の徹底（市政だより、投げ込み、記者レク等）

(2) 多くの市民意見をもらうための工夫

ア　寄せられた市民意見がなかった政策 3　※平成 19 年 11 月 14 日現在
イ　概要版、要約版、政策のポイントの作成等、市民に分かり易い表現での「パブリックコメント手続」資料の作成

(3) 市民意見を適切に反映できる段階での「 パブリックコメント手続」の実施

ア　学校、保育園、市民利用施設等の公の施設の設置条例の制定前の事業計画段階での「パブリックコメント手続」の実施
イ　「部門別基本計画」とその計画等に基づく「条例・規則等」改正との関連

3 平成 20 年度以降の方向性

(1) 平成 19 年度の運用状況の検証

ア　運用結果とりまとめ
イ　課題の抽出
ウ　検証結果の庁内周知

(2) 検証結果に基づいた運用の推進

検証結果に基づいた運用の推進